

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

麻薬中毒者入院費用徴収規則の一部を改正する規則

(業務水道課)

ページ
一

号 外 (二) 平 成 二 十 六 年 十 月 一 日

規 則

麻薬中毒者入院費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月一日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県規則第八十二号

麻薬中毒者入院費用徴収規則の一部を改正する規則

麻薬中毒者入院費用徴収規則(昭和三十九年岐阜県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「の規定」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)

平 成 二 十 六 年 十 月 一 日

平成二十六年十月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社